

平成28年度第3回亀岡市まちづくり協働推進委員会

会議要旨

日 時：平成29年3月7日（火）10：00～11：30

場 所：亀岡市役所302・303会議室

1 開会

（事務局）

本日は公私ともに大変お忙しい中、亀岡市まちづくり協働推進委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、平成28年度第3回目の委員会となる。

まず初めに坂本委員長よりご挨拶をいただく。

なお、本日は4名の委員より欠席の連絡を受けている。

2 あいさつ

（委員長）

年度末で忙しいなか、本日はご出席いただきありがとうございます。

本日は、来月に行われる今年度の支援金を交付している団体の事業審査会や、来年度の支援金事業の進め方について協議をしていただく。

限られた時間のなかでの議論になるが様々な意見をいただきたいと思う。

3 協議

（1）平成28年度支援金事業の報告会及び審査会について

（委員長）

それでは協議に移る。

今年度も、例年通り、今年度支援金を交付した事業を対象とした事業報告会、審査会が予定されている。毎年、まちづくり推進委員からも、数名に審査員として出席いただき事業の審査をしていただいている。まず初めに、この報告会、審査会について、概要等の説明を事務局に願います。

(事務局)

事務局から説明をする。(資料に沿って、報告会・審査会の概要を説明)

資料：「平成28年亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付事業報告会概要」
「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金評価シートの記載について」

毎年、支援金を交付した団体を対象に支援金事業の報告会を実施している。また、報告会に併せて審査会を行い、事業実施団体、まちづくり推進委員、行政が協力をしてそれぞれの支援金事業を振り返る場を設けている。審査結果によって、すでに交付された支援金額が変更になることはないが、意見交流等を通して、来年度以降のさらなる充実した市民活動を目指すことを目的としている。

前年度の支援金事業報告会の際に審査員から出た意見等も参考にして、審査会の進め方、報告団体の順番等を考えたいと思っている。

(委員長)

今の事務局の説明に対して、質問・意見はないか。

(副委員長)

去年の審査会に出席して、単に団体の説明だけで報告を終わってしまう団体もあり、事業の内容や成果が見えない報告があった。そのため、5分の報告のなかで何を伝えてほしいのかを市から各団体にしっかり伝えてほしいと思う。

また、申請時に行った際の審査員のコメント、アドバイス等を再度、支援団体に伝えてほしい。そのアドバイスなどを受けてどのような工夫をして事業を実施したのかななどを報告で聞きたい。

(事務局)

支援団体に意識してもらえるように事前に調整しておく。

(委員1)

発表の順番については、支援メニューごとに報告をしてほしい。支援メニューが異なる団体の報告が交互にあると審査しにくい。

単純にスタート事業、ステップアップ事業、市民連携事業の順番で報告してはいけないのか。

(事務局)

報告順については、審査員が審査しやすい方法を取りたいと考えている。

その方法がやりやすいということであれば、そういった順番で組ませてもらう。

(委員長)

各団体の当日の事情はあるが、基本的には支援メニューごとに報告してはどうか。

(事務局)

承知した。その方向で調整する。

(委員長)

次にこの審査に携わる審査員を選出する必要がある。人数は4～5人を考えている。

是非審査に携わりたいという委員はいるか。

もしいないのであれば、去年の経験者を中心として、選出してもいいかと思う。

(副委員長)

必ず、申請時のヒアリングと今回の審査員を同じ人にしなければいけないのか。

(事務局)

そのようなルールはない。特に今年度は、申請時のヒアリング後に委員の改選があったので、新たに委員になられた人で、審査をしたいという人がいれば是非、参加していただければよい。

(委員長)

この場で決まらないのであれば、私と事務局で選出させてもらい、後日、事務局から連絡するということでよいか。

新たに委員になられた人の視点も大事なのもし立候補があればこの場でお願いしたい。

(委員2)

私でよければさせてもらおう。

(委員長)

それでは、審査員は委員2とこちらで選出する数名をお願いします。

その他この件について意見はないか。

(委員長)

このような報告会においては、支援金を使った団体が自分たちの活動を振り返ることに最も意味があるが、その他に、一般の市民に広く活動を知ってもらったり、市民活動について考えてもらったりする貴重な機会である。そのような場をどのように作っていくのかといった視点での議論も重要だと思う。

(委員2)

定員50名となっているがそれ以上は対応できないのか。

(事務局)

会場が市民ホールなので、会場の広さ等の都合もある。

50名より多くなっても100名程度であれば対応はできるかと思う。

例年50名分の席を用意して、空席が少しであるような状況である。

参加者は主に、報告する団体の関係者やまちづくり推進委員、亀岡市の職員であり、一般市民の参加は少ないのが現状である。

(委員3)

もっと一般の市民に参加してもらって、市民活動について知ってもらったり、勉強してもらったりする機会にする働きかけをしないといけない。

(委員2)

単に評価をするされるではなく、広く自分たちの活動をPRしてもらえるステージにするべきだ。

(委員長)

活動の様子をまとめたパネルを作成してもらい会場に展示するのも良いかもしれない。

(委員2)

「報告会」というと堅いイメージがあるが、もう少し楽しいイベントであることが伝わる言葉を使用してもよいと思う。

(委員長)

就職活動の合同説明会のような雰囲気、各団体がブースを用意して、その場で自分たちの活動を報告、PRするような方法も良いかも知れない。

(副委員長)

発表に慣れていない団体もいる。そのような団体からすると、忙しい中で報告の準備をすることも苦しい。

(委員2)

活動に負担をかけない提案をこちらからすることは大切だと思う。発表の方法がパワーポイントだけではないことを分かってもらうだけでもさらによい報告会になるはずだ。

(委員4)

いつも団体の代表者だけが出席して報告をしている。その他の構成員は違った意見や考えを持っていることもある。団体の代表者以外の構成員を巻き込むことも重要である。

(委員長)

「報告会」でなく、「フェスティバル」といったような言葉を使ったほうがそういった人や一般市民も参加しやすいかもしれない。

(副委員長)

市民団体の活動を「見える化」して広く周知する場でないといけないし、それを目的とすることで団体側も自分たちの活動を伝える能力を高める機会になるはず。

現在、基金制度を立ち上げていてそのPR等もこの場でできれば効果的だと考えている。

今出ている意見を少しずつでも反映させることができれば、「行かないといけない」から「行きたい」報告会に変わるはずだ。

(委員1)

概要を変えることも重要だが、変えたときにどのように変わったのか、主催者側がどのような意識を持っているのかをしっかりと言葉で伝えることも非常に重要である。

声掛けには委員も協力したらよい。

(事務局)

報告する団体が発表の用意をする期間もしっかり用意しないとけない。

現時点で各団体には、報告会の日時と1団体あたりの報告時間は伝えている。

できるだけ市民参加型の報告会になるように、ネーミング、パネルの展示、声掛けを含めた周知の方法など、すぐに取り入れることができる部分から変えていく。ただこのタイミングでやり方を大きく変えすぎると、報告する団体にも混乱が生まれる可能性があるもので、その点にも注意したいと思う。

(委員2)

まずはこの報告会に対する報告団体の意識を声掛けなどで変えていくことに力を入れても良いと思う。

(副委員長)

報告する側は良いことばかり言おうとしてしまう。そうではなく、審査員がインタビュアーになって、団体の苦労話などを引き出すなどの工夫をするほうがよいのかもしれない。今後の団体の活動をさらに充実したものにと考えたときに本当に重要なのは、そういった団体のリアルな声を聴くことだと思う。

(委員1)

毎年、事業の内容でなく、団体の紹介だけで報告を終わってしまう団体もある。ある程度、これとこれは報告内容に入れてほしいといった調整をこれまで以上にしっかりしておくことが大事だ。

パネルなどで事前に情報を得られるようにしておけば、より内容の濃い報告が受けられると思う。

(副委員長)

評価の視点としては、目標が達成できたか、事業の成果・効果はどのようなものだったかという部分は外せないと思うので、初めの5分はそのような視点で話を聞いて、残りの質疑応答などの5分で、苦労話などを引き出しながら、次年度の活動に直接結びつくような話ができれば良いのではないか。

(事務局)

団体からそのような話が引き出せるようにこれまで以上に工夫して報告会までの声掛けをしていく。

(委員長)

報告会の在り方についても今後もっと時間をかけて議論していく部分もある。今回の報告会から変えられる部分は変えて、少しでも前回の報告会よりも良い内容にしていきたいと思う。

(2) 平成29年度支援金事業の実施について

(委員長)

次に来年度の支援金事業の実施について、変更点も含めて事務局に説明を求める。

(事務局)

事務局から説明をする。(資料に沿って説明)

資料：「平成29年度支援金事業募集要項(案)」

「制度変更点まとめ」

「交付スケジュール(案)」

(委員長)

変更点について事務局から説明があったが何か意見・質問はないか。

(副委員長)

意見・質問が3つある。①ステップアップ事業の部分で「活動実績が3年以上」とある

が、活動2年目の団体の支援も本コースで支援することになると思うので、活動実績が2年目の団体も支援対象となり得ることを分かりやすくしたほうが良い。②スタート事業のみ備品費を認めることについて分かりやすく示しているところはあるのか。③市民連携事業の申請では、申請するにあたって活動実績に係る縛りなどはないのか。

(事務局)

質問①について、その部分が分かりやすくなるように修正する。

(委員1)

1年目をスタート事業で申請した団体は、2年目からステップアップ事業で申請することになるので、団体立ち上げ2年目の団体がステップアップ事業を使うケースも当然あると思う。「活動実績が3年以上」の前に「原則、概ね」などの言葉を入れればよい。

(事務局)

質問②について、募集要項の対象経費の部分に「備品費」については記載がある。

質問③について、市民連携事業の申請団体については、これまで通り団体の活動実績については特にルールを設けていない。ヒアリングを通して支援金を交付するか判断することになる。

(委員長)

市民連携事業については、いつも審査が非常に難しい。書類上だけで連携の度合いをどこまで図れるのだろうか。

(委員2)

市民連携事業について補助上限金額を変更したねらいは何か。

(事務局)

まず、市民連携事業の連携度合いについては、市民連携事業のみを対象とする審査項目を設けることで、ある程度このメニューで求める連携のレベルがどのようなものなのかを明確にするとともに、審査をしやすいようにしたいと考えている。また、これまでの審査のなかで最も難しかったのは、ステップアップ事業と市民連携事業の線引きだと感じている。そのため新項目の部分で点数が低かった場合には、自動的にステップアップに移ってもらうような仕組みを取ることで、市民連携事業で申請された事業がステップアップ事業だと判断した根拠を申請団体にもしっかり示せるような方法をとりたいと考えている。

次に、補助上限金額の変更について、行政としては、これから市民活動を始める人や団体を立ち上げてすぐの支援を最も必要とする活動へのサポートを充実させなければいけないと考えている。また、この制度を利用できる期間が終わった後も事業が継続していくよ

うに、各団体には支援期間のうちに自主財源を確保する方法も含めて検討してもらう必要がある。そのようなことから、市民連携事業の補助上限額を下げること、決められた予算のなかでスタート事業やステップアップ事業の部分の支援体制を強化するとともに、自立した市民活動を促進したいと考えている。

実際にこれまでの市民連携事業における申請内容を見ても、80万円に見合う効果が見込める事業がほとんどでこないため、ヒアリングを通して、交付金額を調整しているところである。そういった現状やこれまでの実績から50万円を上限金額に設定した。

(委員1)

これまでの申請においても市民連携事業では、単にそれぞれの事業を掛け合わせたような申請も目立った。本来は、事業の企画段階から2団体以上が連携して事業を考えるとろに意味があるので、そういった申請を抑制する観点からもよい変更の仕方であると思う。

(事務局)

また、連携度合いを図れるようにヒアリングには連携先にも必ず出席してもらうことにする。

(副委員長)

連携先が企業でもよいのか。またそれが亀岡市外の企業でもよいのか。

(事務局)

亀岡市外の企業を連携先にして申請することは可能である。連携先については、団体の構成員の何割が亀岡市民でないといけないなどのルールはない。また、企業についても連携先の一つとして明記している。

(委員長)

審査に関して今後、議論するべきだと考えていることが2点ある。

1つは、同一事業でなければ同じ団体でも何度でも申請できるような仕組みになっていることから、今後、事業が違えども同じ団体にばかり支援金が交付されるような状況が出てくるかもしれない。限られた予算のなかで、できるだけ多くの団体を応援できるようにするためにも、事業が違って初めてこの制度を利用する団体の事業を優先的に支援していけるルールや基準が必要だと考える。もちろん予算のなかで全ての事業を支援できるような年については、これまで本制度を利用している団体にも支援金を交付できればよいと思うので、初めから申請を受け付けないということではない。

2つ目は、審査項目のうち公益性についてであるが、この項目は制度の趣旨から考えても他の項目よりも重要な視点である。そのことから、この項目だけ審査の配点を変えても良いのではないかと考える。

(委員5)

同一事業であれば支援できるのは3年までということだが、過去に作成した冊子などを時代の流れに伴い作り直す必要がでてきているものもある。そういった場合には、3年といった制限に阻まれることなく申請できる環境も整備していけないのか。

(事務局)

この制度は、広く亀岡市の市民活動を支援するというだけでなく、そのなかでも特にこれから市民活動を始めてくださる人や始めたばかりの人などを行政がしっかり支えていかなければならないという思いを持って運営している。少しでも多くの市民にこの制度を使ってもらえるようにする必要があるので、支援金制度としては、過去に一度、支援をした事業については申請を受け付けることはできない。

現在、支援金制度利用後の継続した資金面での支援を強化することを目的として、基金制度の立ち上げを進めているので、新たな資金集めの一つ的手段として、活用いただければと思う。

(副委員長)

基金制度の立ち上げにおいては、そういった市民団体の困った声も拾っていく必要があると思っているので、今後、意見をお聞きしたい。

(委員長)

交付スケジュールにおいて、まちづくり推進委員会の開催時期が変わっているが、この委員会時には、申請内容は資料などで確認できるのか。

(事務局)

申請書や団体概要書など提出されている資料をまとめたものを皆様に提示する。

審査員として申請団体のヒアリングに携わらない委員の方からも、広く申請事業についての意見を求めることで、さらに効率的で意味のある審査会を実施することを目的としている。ただ、審査会后、改めて委員会を開くとなると委員の負担も大きいし、支援金の交付にも時間がかかるので、交付の有無や金額については、委員を代表する審査員に一任するという事で了解いただきたい。審査員以外への委員への交付金額等の審査結果については、何らかの方法でお伝えする。

(副委員長)

市民連携事業の連携先もヒアリングに参加してもらおう旨が要項に明記されていないので、どこかに明記したほうがよい。

(事務局)

抜けているので、分かりやすいところに明記する。

(委員長)

申請事業のヒアリングをする審査員は私と事務局で話し合ってもよいか。

(他委員承認)

後日、事務局から連絡をいれてもらう。

(委員長)

それでは様々な意見がでたが、意見をもとに修正・追記をして、来年度はこの事務局案の要項で支援金事業の実施を調整してもよいか。

(他委員承認)

4 その他

(1) 第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画の進捗状況について

(委員長)

それでは最後に、事務局から「第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画」の進捗状況について事務局に報告を求める。

(事務局)

事務局から報告する。(資料に沿って、進捗状況を報告)

資料：「亀岡まちづくり・ひとづくり基金の全体概要(案)」

「協働コーディネーター業務の実施について(概要案)」

基金制度については、基金運営委員会を中心に来年度からの運営を目指して、協議を進めている。本日も話題に挙げていたが、支援金制度利用後の支援を充実させることを目的として、新たな資金獲得の手段として市民団体に利用してほしいと考えている。また、初めは資金の獲得といった部分に重きを置いていたが、人材や情報も本制度を利用することで交流する仕組みをつくりたいという話がされている。

次に、協働コーディネーターについてであるが、今年度、かめおか市民活動推進センターに来年度からコーディネーターを1人配置できないかと内部で話を進めてきたが、財政状況の厳しさからも、来年度の配置は現実的に難しくなっている。これまでは、人の配置にこだわってきたが、そういった状況である以上、来年度以降は、人の配置にこだわ

らず、協働のコーディネーターができる仕組みづくり等を考えていきたい。

コミュニティビジネスの研究については、現在進めているところである。来年度の4月～6月には調査結果の報告会を開催しようと考えているので、皆様にも参加していただくと嬉しい。

5 閉会

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、本日の協議については以上で終了とする。

(事務局)

本日はお忙しい中、様々な意見をいただきありがとうございました。

今年度は今回が最後の委員会になるが、来年度も亀岡市のまちづくりのために御協力をお願いする。